平成２３年（フ）第１１６８号
埼玉県川口市戸塚東１－２－29ＪＯＹハイツ305号室、住民票上の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉1893番地162
破産者　青山　芳一
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８２号
さいたま市大宮区大成町１丁目135番地１
破産者　大賀　弘一
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８３号
埼玉県朝霞市本町１丁目７番13号　ヴィレドミールＳＥＫＩＧＵＣＨＩ102
破産者　大井　裕一
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４５０号
神奈川県平塚市山下789番地の７
破産者　林　　茂樹
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７号
長野県上水内郡信濃町大字野尻1466、前住所新潟県妙高市大字二俣1419番地１
破産者　岩﨑　　勝
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第２６号
さいたま市見沼区大和田町１丁目688番地14朴方、開始決定時の住所長野県安曇野市穂高有明2200番地47
破産者　村上英炫こと　金　　英炫
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２７号
さいたま市見沼区大和田町１丁目688番地14朴方、開始決定時の住所長野県安曇野市穂高有明2200番地47
破産者　村上美恵子こと　朴　美恵子
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１７８号
長野県松本市城東１丁目４番18号
破産者　福島　正博
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１９３号
愛知県豊橋市仲ノ町58番地の２
破産者　石井舜一郎
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１５６号
愛知県蒲郡市豊岡町前野62番地１
破産者　原田　賢治
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１６８号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜東３丁目11番11号
破産者　荒井亜希子
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１００号
滋賀県近江八幡市北之庄町1143番地２
破産者　大西　修治
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第９８５３号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目16番５－403号
破産者　葛野　　誠
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６７号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘４－13－22、住民票上の住所兵庫県宝塚市長尾台１丁目16番20号
破産者　森田　健治
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０５３号
岡山県真庭市別所724番地、開始決定時の住所大阪市東淀川区豊新４丁目18番20号
破産者　清友　容子（旧姓大道）
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１９９号
奈良県香芝市真美ヶ丘７丁目12番７－303号、前住所大阪府吹田市山田西２丁目８番Ａ９－509号
破産者　山本　　奏
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４６０号
大阪府豊中市岡町北１丁目４番24―102号
破産者　武蔵　康文
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０２６号
大阪府枚方市東香里新町４番44号
破産者　藤田　武次
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７４７号
大阪府泉南市中小路２丁目769番地の１　関空泉南ハイツ1305号
破産者　山本　忠男
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部